

12章. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第1号基準 基本方針に適合 するものである こと	意義及び目標に関する事項	1. 中心市街地の活性化に関する基本的 な方針の[6]中心市街地の活性化の基本 方針 参照 3. 中心市街地の活性化の目標 参照
	認定の手続き	基本計画は、三原市中心市街地活性化協 議会と協議を行い、令和4年12月7日 付で意見の提出があった。 9. [2]中心市街地活性化協議会に関す る事項 参照
	中心市街地の位置及び区域に関 する基本的な事項	2. 中心市街地の位置及び区域 参照
	4から8までの事業及び措置の 総合的かつ一体的推進に関する 基本的な事項	4から8までの事業及び措置の総合的か つ一体的推進については基本方針に即し ている。
	中心市街地における都市機能の 集積の促進を図るための措置に 関する基本的な事項	10. 中心市街地における都市機能の集積 の促進を図るための措置に関する事項 参照
	その他中心市街地の活性化に関 する重要な事項	11. その他中心市街地の活性化のために 必要な事項 参照
第2号基準 基本計画の実施 が中心市街地の 活性化の実現に 相当程度寄与す るものであると 認められること	目標を達成するために必要な4 から8までの事業などが記載さ れていること	4から8までの全ての事業が記載されて いる。
	基本計画の実施が設定目標の達 成に相当程度寄与するものであ ることが合理的に説明されてい ること	3. 中心市街地の活性化の目標 参照
第3号基準 基本計画が円滑 かつ確実に実施 されると見込ま れるものである こと	事業の主体が特定されている か、または、特定される見込みが 高いこと	基本計画に記載のとおり、全ての事業に ついて事業主体は概ね特定されている。 今後事業の熟度を高めながら特定を確実 なものにしていく。
	事業の実施スケジュールが明確 であること	記載している事業が、基本計画期間内 において完了もしくは着手できる見込みで ある。